

令和2年6月11日

令和2年第2回奥多摩町議会定例会会議録

令和2年6月11日 開会

令和2年6月16日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和2年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和2年6月11日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住民課長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教育課長	岡野 敏行君	病院事務長	須崎 洋司君

# 令和2年第2回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和2年6月11日(木)

午前10時00分 開会・開議

会 期 令和2年6月11日～6月16日(6日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	7番 澤 本 幹 男 議員 会議録署名議員の指名 8番 小 峰 陽 一 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ及び所信表明	—
6	議案第34号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	原案承認
7	議案第35号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
8	議案第36号	専決処分の承認を求めることについて (奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例)	原案承認
9	議案第37号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度奥多摩町一般会計補正予算(第7号))	原案承認
10	議案第38号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度奥多摩町一般会計補正予算(第1号))	原案承認
11	報告第1号	令和元年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	—
12	議案第39号	奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第40号	奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
14	議案第41号	奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
15	議案第42号	奥多摩町の社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
16	議案第43号	奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決

日程	議案番号	議 案 名	結 果
17	議案第 44 号	奥多摩町障害者地域活動支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
18	議案第 45 号	奥多摩町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
19	議案第 46 号	防災行政無線戸別受信機設置委託契約について	原案可決
20	議案第 47 号	ポンプ自動車購入契約について	原案可決
21	議案第 48 号	奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて	原案同意
22	議案第 51 号	副町長の選任の同意を求めることについて	否 決
23	—	人権擁護委員候補者の推薦について	適 任

(午後 2 時 55 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（原島 幸次君） これより令和 2 年第 2 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

7 番、澤本 幹男議員、

8 番、小峰 陽一議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 6 月 5 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員長、高橋邦男議員よりご報告をお願いします。高橋邦男議員。

〔議会運営委員長 高橋 邦男君 登壇〕

○議会運営委員長（高橋 邦男君） おはようございます。

では、議会運営委員会の報告をいたします。

令和 2 年第 2 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 4 月 28 日及び 6 月 5 日の両日に議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告いたします。

初めに、本定例会の会期であります。本日から 16 日まで 6 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程でありますけれども、タブレットのほう準備いかがでしょうか。会議予定表をお願いします。

まず、上程された議案等は、全 20 件であります。本日及び 16 日の 2 日間で審議を行います。

なお、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付はありませんでしたので、常任委員会の開催はありません。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。これもタブレットのほうなんですが、提出案件及び上程別採決別一覧表をごらんください。

議案第 34 号から議案第 38 号までの専決処分の承認を求めることについては、それぞれ単独上程の上、採決は即決と決定しております。

次に、報告第 1 号 令和元年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての

報告があります。

次に、議案第 39 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例から議案第 47 号のポンプ自動車購入契約についてまでの議案につきましては、それぞれ単独上程の上、採決は即決と決定しております。

なお、議案第 46 号及び議案第 47 号の 2 議案につきましては、契約案件でありますので、概要説明に続き、担当課長からの追加説明を受けることと決定しております。

次に、議案第 48 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて及び 2 つ飛びまして、議案第 51 号 副町長の選任の同意を求めることについての人事案件 2 議案については、それぞれ単独上程の即決とし、採決については無記名投票と決定しております。

次に、人権擁護委員候補者の推薦については、単独上程の即決と決定しております。

本日は、この審議をもって終了とし、議案第 49 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）及び議案第 50 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の審議については、本会議 2 日目の 6 月 16 日に再開し、審議することに決定しております。

本会議 2 日目、議案第 49 号及び議案第 50 号の 2 議案については一括上程とし、採決はそれぞれ即決と決定しております。

初めに副町長から総括説明をいただいた後、各課長より所管の説明を求めます。説明終了後、質疑と採決を行うことと決定しております。

以上が本定例会の会期と議案取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

次に、議会閉会後に行う町の新型コロナウイルス感染症対策に限った質疑の場についてですが、16 日の定例会閉会後に休憩を挟んだ後、師岡町長を初め、理事者、課長等及び全議員が出席し、議場において行います。質疑の方法は、議長の指名により一問一答方式により行うこととしますので、ご承知おきください。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位の協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 6 日間とし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの6日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は、配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の月例出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶及び所信表明があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 皆様、おはようございます。

私は、去る5月17日に執行されました奥多摩町長選挙におきまして、住民皆様を初め、各方面からの温かいご支援・ご厚情を賜り、5月24日から奥多摩町長に就任させていただきました師岡でございます。

就任に当たりまして、挨拶並びに所信表明のお時間をちょうだいしました。皆様方に心より感謝を申し上げます。

本日は、これからの町政の基本的な考え方をお伝えしてまいりたいというふうに思います。

私は、平成19年、町議会議員に就任して以来12年間、議員の立場からまちづくりに参画をしてまいりました。今回の町長選挙期間中には、住民皆様からお寄せいただきました期待の大きさに改めて町長職の責任の重さを痛感したところであり、誠に身の引き締まる思いであります。

さて、これまで取り組んでまいりました課題の1つとして、少子高齢化対策が挙げられます。若者定住化については着々と推進し、一定の成果を得ております。一方で、出産後の母親の雇用対策、働く若い夫婦への支援、子どもたちの教育環境づくり、そして、生活習慣病対策をはじめとする高齢者の健康づくりなど、まだまだ課題が山積しているところでもあります。障害者福祉におきましても、一歩進めた形でのノーマライゼーションの実現に向け推進してまいりたいと考えております。

また、町では行政面積の94%を占める広大な森林がありますが、この豊かな奥多摩の空間という財産も改めて活用する必要性を痛感するとともに、これら貴重な財産を活用できるまちづくり、公平感のあるまちづくりをさらに推進するため、奥多摩町長選挙に立候補する決意を固めました。

河村前町長が4期16年間、長期総合計画を基本としながら、新たな事業にも精力的に取り組む、近隣市町村や東京都を初めとする関係諸機関との信頼関係を築き、町政を順調に進展させてきた状況、さらには、町政運営のはかり知れないご苦勞については十分に理解をしており、町民を代表して改めて敬意を表するものであります。

また、過日、東京都庁を訪れ、各局の局長を初め、東京都職員の皆様に就任の挨拶をしてまいりました。これまで築き上げられた実績と信頼関係を引き続き維持し、さらに発展すべく努めてまいる所存でございます。

現在、全国の町村を取り巻く環境は一段と厳しい状況にあります。私は、河村前町長の政治姿勢と町政運営のバトンをしっかりと受け継ぎながら、新しい風を吹かせてまいりたいと考えております。

また、各地域の活動には、正しいだけでなく、言いかえますと、義務感だけではなく、そこには自発的に参加することの楽しさも必要であると考えております。今後、住民皆様が笑顔で暮らせるまちづくりに邁進してまいります。

奥多摩エリアは東京の水源であり、その水は東京湾へとつながっております。町が加盟しております全国水源の里連絡協議会は、全国の水源の里の活性化を図るための組織であります。その設立に当たりましては、「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」という理念が掲げられております。東京が元気であるためには奥多摩が元気でなくてはなりません。高齢者皆様が元気で暮らせるまちづくり、次代を担う子どもたち、そして、私たちを含めた全世代のために全力を尽くす覚悟でおります。

次に、世界で猛威を振るっております新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、国の基本的対処方針や都のロードマップを踏まえ、町として新型コロナウイルス感染症対策本部を継続する中、引き続き、住民皆様の感染防止、健康を第一に考え、町内関係機関とも連携を図ることで、万一の感染発生時にも医療体制の崩壊を招かぬよう、職員と一丸となって努めてまいります。

また、観光立町を標榜する我が町において、先月までの緊急事態宣言を受けた来町自粛の要請により、町内の観光事業者の皆様、さらには住民皆様にご負担をおかけしたところであり、町内の観光事業者皆様には、奥多摩観光協会を通じた助成金の支給を4月下旬より開始し、一方、住民皆様には、町議会議員皆様の要望を受け、国の特別定額給付金とは別に町独自の給付金を上乘せし、申請書を受付後、概ね2週間後を目途に給付手続きを進め、給付対象世帯2,650世帯のうち、初回の先週4日には1,131世帯に、第2回目の本日11日には1,109世帯に対し、それぞれ給付をしたところであります。



この感染症対策は、治療法の確立、ワクチンの開発、予防接種が実施されるまでの長期戦であることから、引き続き、感染拡大防止を図るとともに、刻々と変化する状況に応じ、町民皆様、事業者皆様に対する必要な支援を検討してまいります。

次に、昨年 10 月に襲来した台風第 19 号東日本台風災害の爪跡は、町内の各所にまだ残っており、ワサビ田や林道の復旧、そして、都道日原街道の本復旧に向け、引き続き、東京都をはじめとする関係機関と連携し、対応するとともに、大雨、地震などの自然災害に備え、危機管理を十分に行い、地域防災計画などの見直しを図ってまいります。

いずれにいたしましても、これまでの経験と人脈を最大限に活用し、皆様からいただきました町政に対する思いやご意見をしっかりと受けとめさせていただき、町政の発展に向け、全力で取り組んでまいります。

今後の町政運営につきましては、住民皆様との協働及び議員皆様との議論を踏まえ、皆様方が安全で安心して生活できますことを基本として、さまざまな施策に向け、優先順位をつけ、取捨選択をし、一步一步着実な町政の進展を図ってまいりますので、住民皆様、議員皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任に当たりましての私の所信表明とさせていただきます。

次に、ご報告といたしまして、地域住民皆様の住みよい地域づくりと地域の安全・安心のため、日夜それぞれの地域でご尽力いただいております自治会につきまして、このたび小河内地区 4 自治会が統合され、新たに小河内自治会が誕生いたしました。また、小河内自治会を含めた 18 自治会の自治会長が本年改選期を迎え、9 名の新しい自治会長が選出され、町自治委員として委嘱をさせていただきました。自治会連合会としましては引き続き梅沢自治会長の濱野文夫氏が会長として選任されました。今後も自治会連合会と町は緊密な連携のもと、住みよいまちづくりを推進してまいります。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきましてご説明を申し上げます。

議案第 34 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正により、未婚のひとり親に対する個人町民税、肉用牛売却による事業所得の特例及び優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の特例等について規定を整備したものです。

議案第 35 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の課税限度額等を改めるため、規定を整備したものです。

議案第 36 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年 10 月から実施した保険料の軽減措置について令和 2 年度の軽減率を改正したものです。

議案第 37 号 令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 7 号）の主な内容につきましては、株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金等の諸交付金、特別交付税や市町村総合交付金、市町村災害復旧・復興特別交付金の額の確定に伴い、庁舎建設基金及び防災減災基金への積み増しを行ったものです。

議案第 38 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）の主な内容につきましては、特別定額給付金事業費を含む新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正予算となります。

この議案第 34 号から第 38 号までの 5 議案につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第 1 号 令和元年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、災害復旧事業等について令和 2 年度に執行するため、地方自治法の規定に基づき、繰り越しを行いましたので、その報告をするものです。

議案第 39 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例、寄附金税額控除の特例及び住宅借入金特別控除の特例についての規定を整備するものです。

議案第 40 号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例につきましては、マイナンバーの通知カードが廃止されることになるため、規定を整備するものです。

議案第 41 号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険被保険者に対し、新型コロナウイルスに感染、もしくは感染の疑いにより働くことができなくなった方に対し、給料にかわり傷病手当金を支給する規定を整備するものです。

議案第 42 号 奥多摩町の社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例の一部を改正する条例につきましては、保育所運営事業に対して、町外の保育所を利用した場合に町外の社会福祉法人に対しても助成を交付することから、題名及び規定について整備をするものです。

議案第 43 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、中核市の長が行う研修を修了した者も放課後児童支援員として従事できるよう規定を改めるものです。

議案第 44 号 奥多摩町障害者地域活動支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、奥多摩町障害者地域活動支援センターの移転に伴

い、住所を改めるものです。

議案第 45 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、法律名の改正に伴い、法律名等の規定を整備するものであります。

議案第 46 号 防災行政無線戸別受信機設置委託契約については、デジタル化に対応した戸別受信機を設置するため委託をするものです。

議案第 47 号 ポンプ自動車購入契約については、消防団に配備されておりますポンプ自動車を更新するため、購入するものです。

この議案第 46 号及び議案第 47 号の 2 議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

次に、議案第 48 号 奥多摩町固定資産評価審議委員会委員の選任の同意を求めることについては、令和 2 年 6 月 21 日をもって満了となる固定資産評価審査委員、島崎軍治氏と岡部益雄氏の後任として再び両氏を選任するため、議会の同意を求めるものです。

議案第 49 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、現在執行しております令和 2 年度一般会計予算の補正予算案となります。

議案第 50 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、現在執行しております令和 2 年度国民健康保険特別会計予算の補正予算案となります。

議案第 51 号 副町長の選任の同意を求めることについては、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上、専決処分 5 件、報告 1 件、条例の一部改正 7 件、契約案件 2 件、人事案件 2 件、補正予算案 2 件の計 19 件であります。これら議案の具体的な内容につきましては、副町長を初め、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、皆様のご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

終わりに、住民皆様、議員皆様のより一層のご支援、ご協力を心からお願いを申し上げます。まして、令和 2 年第 2 回奥多摩町議会定例会の挨拶といたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、町長の挨拶及び所信表明は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて（奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。加藤住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりご報告し、議会の承認を求めるものです。

次のページをお開きください。令和 2 年専決第 1 号 専決処分書。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、ご説明を申し上げます。

理由。地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、その施行に関してこの条例の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、専決するものです。

今回の改正につきましては、経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置等の見直し及び税負担軽減措置等の整理、合理化を行う必要があるため、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことから基準を改めるものでございます。

条例改め文及び新旧対照表もございますが、お手元に配付させていただきました奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の改正概要によりご説明させていただきます。紙ベースでお配りしているものです。

まず上段の部分は、既に今説明しましたので、省略させていただきますが、主な改正内容というところからご説明させていただきます。

初めに、第 1 条関係ですが、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書第 35 条の 3 の 2 ですが、給与所得者が単身児童扶養者、児童を扶養しているひとり親になりますが、それに該当する場合、給与所得者の扶養親族申告書にその旨を記載することを不要とするものです。

次に、個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書第 35 条の 3 の 3 年金所得者が単身児童扶養者に該当する場合、公的年金受給者の扶養親族申告書にその旨を記載することを不要とするものです。

次の、たばこ税の課税免除第 97 条の 2 では、輸出等に係るたばこ税の課税免除の手続を簡素化するため、卸売販売業者が課税免除事由に該当することを証明する書類を保存す

ることにより、申告書への添付を不要とするものです。

次に、以下、附則になりますが、附則の1つ目として、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例附則第6条では、適用期限について現在の令和3年度までを令和6年度までに3年間延長するものです。

次に、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合附則第8条の2では、特定水力発電設備に係る固定資産税について、わがまち特例制度による軽減措置4分の3を規定するもの及び項ずれを改めるものです。

次に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例附則第15条の2です。これについての適用期限について令和2年度までを令和5年度までに3年間延長するものです。

次に、裏面をごらんください。その他、所要の条文整理として、第47条、第60条、第60条の2、第97条の4につきましては、項ずれを改めるもので、附則第8条読みかえ規定につきましては、文言整理となっております。

次に、第2条関係ですが、令和元年度税制改正により条例改正した奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第3号）について単身児童扶養者の非課税措置の規定を削除するものです。

附則といたしまして、第1条、施行期日でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2条町民税に関する経過措置でございますが、第1項といたしまして、令和2年度以後の年度分の個人の町民税に適用し、令和元年度までについてはなお従前の例による。

第2項新条例第35条の3の2第1項の規定は、施行日以後の給与所得者の扶養親族申告書に適用することを規定しております。

第3項新条例第35条の3の3第1項の規定は、施行日以後の年金所得者の扶養親族申告書に適用することを規定するものです。

第3条固定資産税に関する経過措置でございますが、第1項令和2年度以後の年度分の固定資産税に適用し、令和元年度までについては、なお従前の例による。

第2項平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第34号 専決処分承認を求めることにつきまして提案の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 34 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 34 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 34 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 34 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 34 号については承認されました。

次に、日程第 7 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて(奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。加藤住民課長。

[住民課長 加藤 芳幸君 登壇]

○住民課長(加藤 芳幸君) 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりご報告し、議会の承認を求めるものです。

次のページをお開きください。令和 2 年専決第 2 号 専決処分書。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、ご説明を申し上げます。

理由。地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、その施行に関してこの条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、専決処分するものです。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の算定方法の変更につきまして、地方税法等の一部を改正する法律が施行されることから基準を改めるものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。タブレット上段の中

央のページで説明させていただきますが、17 ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条課税額では、法改正に合わせ、第2項の基礎課税額の下線部分の限度額を現行「61万円」から「63万円」に改めるもので、次の第20条国民健康保険税の減額では、第1項本文は、第2条の改正により「61万円」を「63万円」に改めることから、同様に額を改め、介護給付金に係る課税限度額を「16万円」から「17万円」に改め、第1項第2号の5割軽減世帯の規定では、被保険者及び世帯員1人につき28万円を加算した額が超えない世帯に適用していたものを下線部のように「28万5,000円」に改め、次のページをごらんください。第3号の2割軽減世帯の規定につきましても同様に、被保険者及び世帯員1人につき、下線部のように「51万円」加算を「52万円」に改め、総所得金額等の合計額の適用範囲を緩和するものでございます。

附則といたしまして、第1項施行期日でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行する。

第2項適用区分でございますが、改正後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて、提案の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明を終わりました。

これよりただいま上程の議案第35号の質疑を行います。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

税金の課税額の限度額が上がるということですが、奥多摩町ではどれぐらいの対象者がいるのか、お教えいただければ、お願いします。

○議長（原島 幸次君） 加藤住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 6番、大澤議員のご質問にお答えします。

実際、これに該当する今後のことははっきり全部申告とか確定しないとわからないんですが、現在のところは三、四件の推移で、一昨年あたりは土地の譲渡とかで、その年だけ収入が増えたとか、そういう特殊なときは五、六件上限行く方もおりますが、平均して三、四件となっておりますので、余りその辺の変わりはないかと思っています。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第35号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 35 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 35 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 35 号については承認されました。

次に、日程第 8 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて(奥多摩町介護保険の条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。菊池福祉保健課長。

[福祉保健課長 菊池 良君 登壇]

○福祉保健課長(菊池 良君) 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりご報告し、議会の承認を求めるものです。

次のページをごらんください。令和 2 年専決第 3 号 専決処分書。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、ご説明申し上げます。

理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(令和 2 年政令第 98 号)が令和 2 年 3 月 30 日に公布され、その施行に関して、この条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、専決処分として報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)による介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の改正により、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料軽減強化を行う仕組みを設け、平成 27 年 4 月から一部実施を行っておりますが、令和元年 10 月の消費税率 10%への引き上げに合わせ、さらに軽減強化が行われたため、規定を整備する必要があるからでございます。

消費税率引き上げに伴う低所得高齢者への対策として、平成 27 年度より保険料第 1 段



階の保険料率を 0.5 から 0.45 とし、令和元年 10 月の消費税率 10%への引き上げにより、さらに軽減対象を第 3 段階の被保険者まで拡大し、保険料率をそれぞれ 0.3、0.5、0.7 へ軽減をいたしました。

ただし、令和元年度の軽減措置は、消費税率の改定に合わせ、令和元年 10 月から実施されたことにより、令和元年度の保険料率は、現行の保険料率と改正後の保険料率との差の半分を軽減率として改正しておりましたので、ここで令和 2 年度の軽減率を改めて改正するものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。最終のページになります 22 ページの新旧対照表をごらんいただきます。

第 13 条第 1 項中の下線部分「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項の下線部分「平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に改め、「28,400 円」を「22,700 円」に改めるもので、第 1 段階の年間保険料を 5,700 円引き下げるということでございます。

第 3 項中、下線部分も期間を「令和 2 年度」と表示を改め、第 2 段階の年間保険料を現行の「43,500 円」を「37,800 円」とするもので、次の第 4 項の下線部分も「令和 2 年度」と改め、第 3 段階の現行の「54,900 円」の保険料を「53,000 円」に引き下げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の奥多摩町介護保険条例第 13 条の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第 36 号、専決処分の承認を求めることにつきまして提案のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 36 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 36 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 36 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 36 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 36 号について承認されました。

お諮りします。会議の途中であります、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 05 分から再開とします。

午前 10 時 49 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 9 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 7 号））を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。加藤副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第 7 号））につきまして提案のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、年度末に当たり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和 2 年 3 月 31 日に専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により、その内容を報告し、承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございますが、令和元年度奥多摩町一般会計について補正を行いました。理由でございますが、都支出金等の交付決定によりまして、後年度の財政運営に資するため専決を行ったものでございます。

次の補正予算書をごらんください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,904 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 6,632 万 8,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1 ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税は 59 万 9,000 円を減額、自動車重量譲与税は 117 万円を追加、森林環境譲与税は 136 万 1,000 円を追加し、地方譲与税の計を 4,346 万 9,000 円に、利子割交付金は 2 万 9,000 円を減額し、利子割交付金の計を 70 万 1,000 円に、配当割交付金は 25 万円を減額し、配当割交付金の計を 347 万円に、株式等譲渡所得割交付金は 25 万 8,000 円を減額し、株式等譲渡所得割交付金の計を 212 万 2,000 円に、地方消費税交付金は 87 万 9,000 円を減額し、地方消費税交付金の計を 9,170 万 9,000 円に、自動車取得税交付金は 58 万 8,000 円を追加し、自動車取得税交付金の計を 872 万円に、環境性能割交付金は 20 万 8,000 円を追加し、環境性能割交付金の計を 308 万円に、地方特例交付金は 323 万 6,000 円を減額し、地方特例交付金の計を 481 万 3,000 円に、地方交付税は 1 億 6,256 万 8,000 円を追加し、地方交付税の計を 19 億 2,642 万 6,000 円に、交通安全対策特別交付金は 13 万 4,000 円を追加し、交通安全対策特別交付金の計を 153 万 4,000 円に、使用料及び手数料のうち、使用料は 245 万 1,000 円を減額し、使用料及び手数料の計を 1 億 1,826 万 4,000 円に、都支出金のうち、都補助金は、市町村総合交付金等の額の確定により 4 億 993 万 7,000 円を追加し、都支出金の計を 31 億 7,009 万 7,000 円に、2 ページに移りまして、財産収入のうち、財産運用収入は 73 万 9,000 円を減額し、財産収入の計を 6,714 万 4,000 円に、寄附金は 1 万円を追加し、寄附金の計を 843 万 9,000 円に、繰入金のうち、基金繰入金は、都市町村総合交付金等の増額の交付により 3 億 8,160 万円を減額し、基金に戻し入れ、繰入金の計を 3 億 2,379 万 4,000 円に、諸収入のうち、雑入は 311 万 2,000 円を追加し、諸収入の計を 4 億 2,738 万 6,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 1 億 8,904 万 7,000 円を追加し、歳入の合計額を 73 億 6,632 万 8,000 円とするものでございます。

次に、3 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、都市町村総合交付金等の増額交付に伴い、各種基金に積み立てるなど 4,776 万 5,000 円を追加、徴税費は 35 万円を追加し、総務費の計を 9 億 7,565 万 2,000 円に、民生費のうち、社会福祉費は 5 万円を減額、児童福祉費は、財源の組み替えで増減はなく、国民年金費は 10 万円を追加し、民生費の計を 14 億 6,508 万 2,000 円に、農林水産業費のうち、林業費は 136 万 1,000 円を追加し、農林水産業費の計を 9 億 5,965 万 1,000 円に、商工費のうち、観光費は 1,480 万 3,000 円を減額し、商工費の計を 4 億 3,885 万 5,000 円に、土木費のうち、道路橋梁費及び下水道費は、財源の組み替えで額に変更はなく、土木費の計を 12 億 8,109 万 2,000 円に、消防費は、防災減災基

金に積み立てを行うなど1億5,700万6,000円を追加し、消防費の計を4億6,667万円に、教育費のうち、教育総務費は30万円を減額し、教育費の計を5億8,902万8,000円に、災害復旧費のうち、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費及び台風災害復旧費は、財源の組み替えで額に増減はなく、災害復旧費の計を3億4,720万円に、予備費は予算調整により238万2,000円を減額し、予備費の計を1,289万1,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の1億8,904万7,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の73億6,632万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第37号の説明を終わります。ご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第37号の質疑を行います。質疑はありますか。4番、小山辰美議員。

○4番（小山 辰美君） 4番、小山です。

7ページ、歳入で使用料及び手数料の減額が245万1,000円となっております。その内容を教えていただきたいんですけど。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 4番、小山議員からのご質問にお答えいたします。

予算書でいう7ページの使用料につきまして、奥多摩コミュニティセンター、もえぎの湯になります。もえぎの湯の使用料の減額を行ったものでございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策といたしまして、町のほうからもえぎの湯に対しまして、3月2日から3月31日までの臨時休館のほうの休業要請ということでさせていただいたところでございます。

その分の約1カ月分の当初の3月分の奥多摩総合開発での収支の見込みと実際の3月期の決算見込みというところで計算をさせていただきまして、その赤字分という部分が245万1,000円ということで、その分の減額をしてほしいということで減免の申請が出てきましたので、こちらにつきまして行政財産使用審議会に諮りまして、減額分、赤字分の245万1,000円を減額とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑ありませんか。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

補正予算書の7ページのところで地方交付税が約1億6,200万円増額しまして、歳出の

ほうでは、消防費の防災減災基金に1億5,700万円積み立てるといような補正が大きなところでございますけれども、多分台風19号に関する補正ではないかなと思われるんですけども、現在の台風19号の復旧の状況につきまして、1億6,000万円の地方交付税の増加と基金として積み立てられましたけれども、今後の予定等がわかりましたら、よろしくお願ひします。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 9番、石田議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

紙ベースということでのページで申し上げます。まず、歳入のところの7ページになりますけれども、地方交付税のほう1億6,256万8,000円の増ということでございます。こちらにつきましては右側の説明欄にございますように、特別交付税という部分の交付額が大きく増えたという状況でございます。こちらにつきましては交付決定によるということでございますけれども、最終的には特別交付税の交付決定額が2億8,256万8,000円ということで、対前年度比で8,115万5,000円、およそ40%の増という大幅な増額となっております。こちらにつきましては議員さんもおっしゃられましたように、配分表の内訳を見ますと、やはり平成元年度でいうところの現年ということになりますけれども、当該年度の災害復旧費というところが相当増えているということが理由になっています。こちらにつきましては、歳出との関係なんですけども、特別交付税そのものは、積算の基礎としては多くなった部分は災害復旧という部分なんですけども、先ほどの防災減災基金への積み立てという部分でございますけれども、こちらに関しましては、ページでいきますと歳出12ページ、紙ベースでございますが、こちらの中で1億5,700万6,000円ということかと思われまして。こちらの財源につきましては、こちらは歳入でいうところの、ちょっと行ったり来たりで申しわけないんですけども、都の支出金、8ページの中段でございます都補助金でございまして、節の欄の真ん中の06というところで市町村災害復興特別交付金というものがございます。

3億2,000万円からの計上額ということでございますが、右側の説明欄にいきますと、防災減災基金ということで括弧書きがありまして、基金造成事業分ということでございまして、こちらの右側に先ほどの防災減災基金の積み立てと同額の1億5,700万6,000円という数字が同額で載っておりますので、防災減災基金に積み立てるもとの原資という部分では、こちらの東京都のほうの災害復旧復興特別交付金を活用させていただいているという状況でございます。

今後の見通しというお話がございました。こちらにつきましては、この専決予算の中では年度末ということで、一度、防災減災基金に積ませていただいて、また本議会の第2日目でございますけれども、今度の補正予算のご審議の中で改めてそこから使うということでご説明をさせていただく予定になっておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第37号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程議案第37号について討論を省略し、採決したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第37号について承認することに賛成の議員は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第37号については承認されました。

次に、日程第10 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度奥多摩町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。加藤副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度奥多摩町一般会計補正予算（第1号））につきまして提案のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和2年5月1日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、その内容を報告し承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございますが、令和2年度奥多摩町一般会計について補正を行いました。

理由でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業等を行うため、専決を行った

ものでございます。

次の補正予算書をごらんください。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,521万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億3,521万8,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

1ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金のうち国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策事業費等として住民1人当たり10万円を給付するなどの費用として5億7,270万9,000円を追加し、国庫支出金の計を7億6,142万8,000円に、都支出金のうち当補助金は、同じく新型コロナウイルス感染症対策事業費等の費用として4,665万9,000円を追加、都委託金は15万円を追加し、都支出金の計を28億4,622万2,000円に、繰入金のうち、基金繰入金は2,570万円を追加し、繰入金の計を6億2,910万2,000円とするもので、今回の歳入補正額は6億4,521万8,000円を追加し、歳入の合計額を74億3,521万8,000円とするものでございます。

次に、2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、戸籍住民基本台帳費は14万4,000円を追加、選挙費は15万円を追加し、総務費の計を8億8,673万1,000円に、民生費のうち、児童福祉費は136万1,000円を追加し、民生費の計を12億5,442万8,000円に、災害復旧費のうち、新型コロナウイルス感染症対策費は、新設の項目として6億3,062万3,000円を追加し、災害復旧費の計を9億9,665万3,000円に、予備費は、予算調整により1,294万円を追加し、予備費の計を2,600万6,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の6億4,521万8,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の74億3,521万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。ご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第38号の質疑を行います。11番、高橋邦男議員。

○11番（高橋 邦男君） 11番、高橋です。

8ページをお願いします。歳出の新型コロナウイルス感染症対策事業費のところの節の18、一番下ですね。この中に幾つか項目があると思うんですけども、下から2つ目、町の

単独特別定額給付金、一律1人多分2万円の件だと思うんですけど、財源がこれ見ますと、国庫支出金ということで理解していいのかどうか。というのは、前、この件について説明を受けたときに基金を取り崩して賄うというようなお話を聞いたんで、住民の人からもいろいろ質問があったんで、基金から出すですよというような答えをしたんですけど、これを見ると、国庫支出金から出しているのかなということ、それが1点。

それから、その上の17の備品購入費、紙折り機と非接触型体温計、それぞれ何台買ったのか。それと紙折り機がコロナ感染症対策と余り関係ないかなと思うんですけど、多分、事務補助費というんですか。事務費の補助費のほうから出ているのかなと思うんですね。そうじゃないとちょっとおかしいかなと単純に思ったんですけど、その辺、説明していただければありがたいです。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 11番、高橋議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

歳出の8ページでございます。事業件名ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策事業費というところでございます。

1つ目の質問でございます、節の18でございます負担金補助及び交付金、この欄の下から2行目というところで町単独特別定額給付金1億80万円というところでございます。ご質問のとおり、こちらにつきましては国とは別に1人当たり2万円を町単独で寄附するということの合計額の事業費ということになっております。

左側、中央部分ですけれども、補正額の財源内訳という欄があります。こちらの財源のほうなんです、国の一番上にあります特別定額給付金事業費補助金ということで、ちょっと右側に離れて5億400万円という数字がございます。この数字は、先ほどの節の18の中の、先ほどの下から今度3行目になりますけど、特別定額給付金の5億400万円というところで一致しますので、国の5億400万円はそのまま国の1人10万円という支払いのほうに充当させていただいているというのがまず1つでございます。

それで、この中で、話が戻りますけれども、町単独特別定額給付金の財源のほうなんですけれども、当初、議会議員の皆様からご要望いただきまして予算化させていただいたという中で、その時点では財源がなかったということでありまして、町の単独費用ということで財政調整基金を使わせていただくという方向で進めさせていただいておりました。

ただ、その後、皆様ご承知のように、国のほうもいろいろと二転三転、財源に関しては



変わってきておりました、8ページのまた中段のほうへ戻っていただきたいと思うんですけども、国の財源の中で3番目に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,923万9,000円というものがございます。こちらにつきまして内容を見たところ、家計への支援に対しても使ってよろしいというような国からの通達がございましたので、町としましても特定財源が使える状況であれば、それを利用するのが筋かと思っておりますので、最終的には国の臨時交付金のほうを町の単独のほうに使用させていただいたということで、その差し引きの約4,000万というところですか、こちらの部分は町の単独費用というような形で現在のところは予算の使い方をさせていただいているという状況でございます。

それから、2点目でございます。節が17の備品購入費のところでございます。82万3,000円ということで、予算上、紙折り機と非接触型体温計ということで2点計上してございます。この紙折り機でございますけれども、各家庭に迅速に給付することが目的でございますので、町のほうでも企画財政課中心で住民課、福祉保健課、あるいは会計室と協議を重ねたんですが、システムのこともあったり、それから郵送申請というのをメインにさせていただきました。一時期システム会社のほうで委託もできるというようなお話もいただいたんですが、実際のところ、それは本当のシステム一部改修だけで、実務的なところはできませんというお話でしたので、結局のところ、システムの委託もしておりませんので、企画財政課の職員でシステム改修を行ったり、申請書も作って、なおかつ印刷して、それを紙折り機にかけて人海戦術で封筒に入れてという作業を行いました。

したがって、こちらの紙折り機につきましては、ここだけ見ますとちょっと給付金と関係ないんじゃないかという部分も見受けられるかと思っておりますけれども、これは給付金の郵送用に使用させていただいたということで、予算上はこちらにつきましても国等のいわゆる事務費という部分が出ておりますけれども、この事務費補助金のほうで使用させていただきたいというような内容で予算上は載せさせていただいているというところがございます。

それから、もう一点の非接触型体温計につきましては、危機管理担当主幹より説明を申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 大串危機管理担当主幹。

○危機管理担当主幹（大串 清文君） 引き続き、11番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

8ページの歳出、17 備品購入費のうち、非接触型体温計についてご質問を受けましたが、こちらにつきまして、今現在、20 個を確保いたしまして、町の各窓口、学童保育、

奥多摩病院、公設民営の古里診療所並びにここで緊急事態宣言解除を受けまして、町の観光施設等、指定管理施設の関連等でございますけれども、再開しておりますけれども、そういう観光施設のほうに配布をしているところでございます。

なお、現在まだ数のほうは足りておりませんので、引き続き、数の確保に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

ちょっとお伺いしたいんですけども、町単独の特別給付基金に関しての町独自の要綱とかはございますでしょうか。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田議員さんからの質問にお答え申し上げます。

町単独特別定額給付金に関する要綱等はあるかということでございますけれども、こちらにつきましても5月1日付の適用ということで、町単独の補助金の交付要綱というものを策定させていただいております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第38号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第38号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第38号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第38号については承認されました。

次に、日程第11 報告第1号 令和元年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。山宮企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 報告第1号 令和元年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましてご説明をいたします。

本案件につきましては、去る3月に開会されました令和2年第1回奥多摩町議会定例会におきまして、議案第17号、令和元年度奥多摩町一般会計補正予算（第6号）としてご決定をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づく繰り越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものです。

次のページをお開きください。令和元年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

最初に、款6農林水産業費、項2林業費、事業名、西川線林道開設事業でございます。

事業費総額を示す金額は4,008万1,000円で、うち翌年度繰越額が3,410万円であり、この財源内訳につきましては、現時点では未収入特定財源ではありますが、今後収入される予定の東京都補助金が3,410万円となります。

次に、款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、ワサビ田災害復旧事業でございます。

事業費総額を示す金額は2,552万円で、翌年度繰越額も同額の2,552万円であり、この財源内訳につきましては、全額一般財源となりますが、繰越分ではない令和2年度の歳入として交付予定であります激甚災害指定に伴う国庫補助金を実質的な財源補完として見込んでおります。

次に、款11災害復旧費、項3台風災害復旧費、事業名、観光施設災害復旧事業でございます。

これは、役場対岸の氷川渓谷遊歩道に係ります災害復旧設計委託となりますが、事業費総額を示す金額は2,500万円で、翌年度繰越額も同額の2,500万円であり、この財源内訳につきましては、全額一般財源となりますが、こちらは令和元年度末に交付されました京都市町村災害復旧復興特別交付金を原資として令和2年度以降の活用を予定し、積み立てを行った防災減災基金を実質的な財源補完として見込んでおります。

以上より合計では金額が9,060万1,000円、翌年度繰越額が8,462万円、既収入特定財源が0円、未収入特定財源が3,410万円、一般財源が5,052万円となります。

以上で、報告第1号、令和元年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、報告は終わりました。

次に、日程第 12 議案第 39 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。加藤住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第 39 号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をさせていただきます。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例、寄附金税額控除の特例及び住宅借入金特別控除の特例につきまして規定の整備を行うものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表によりご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をお開きください。

まず、第 1 条では、附則に次の 1 条を加えるもので、第 22 条第 1 項新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等といたしまして、地方税法附則第 59 条第 3 項新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例において準用する事項について定めるもので、条例第 9 条第 7 項の規定、徴収猶予の申請書の訂正、または添付すべき書類の訂正もしくは提出の期限は、通知を受けた日から 20 日とするものを準用するものです。

同条第 2 項では、条例第 10 条の規定、徴収猶予の取り消しについて、地方団体が条例で定める債権を介護保険料と後期高齢者医療保険料とするものを準用するものでございます。

次のページをごらんください。第 2 条では、附則に 2 条を加えるもので、1 つ目は、第 23 条では、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の文化、芸術、スポーツイベントを中止した等の主催者に対し、観客等が入場料等の払い戻しを請求しなかった場合に、地方団体が条例に定めるところにより、放棄した金額を個人住民税の寄附金控除の対象とするものでございます。

次に、第 24 条では、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例といたしまして、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、家屋の取得日から 6 カ月以内に入居できなかった場合で、令和 3 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を 1 年延長、令和 16 年

度までとするものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

以上で、議案第39号、奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第39号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第39号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第39号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第12 議案第39号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第39号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第40号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。加藤住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） 議案第40号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例について提案のご説明をいたします。

提案の理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、規定を整備する必要があることから議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正では、マイナンバー個人番号になりますが、制度に係る個人番号通知カードが廃止されることから、新規の通知カードの発行及び再発行ができなくなることから、奥多摩町事務手数料条例で定める通知カードの再交付手数料を削除するための規定を整備す

るものです。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明いたします。7ページの新旧対照表をごらんください。

別表1になりますが、第8項の下線部分の「通知カードの再交付」及び「1枚につき500円」の部分削除し、第9項以降は、それぞれ1個ずつ繰り上げるものです。

次に、附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第40号、奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第40号の質疑を行います。質疑はありませんか。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

今回通知カードが廃止されるということで、このような手続改正ですけれども、現状のマイナンバーカードの交付実績はどのくらいかということと、本当にマイナンバーカードをまだ申請して交付されていない方が通知カードをなくした場合の対応というのはどういうふうな形になるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 9番、石田議員の質問にお答えします。

まず、マイナンバーカード実績でございますが、奥多摩町につきましては、5月1日現在になりますが、17.4%。これは実際の交付率となっております。申請的には20%を超えているんですが、交付までに交付する業者から町に届くまでは1カ月程度かかりますので、実際に住民のお手元に行っているのがこの17.4%なんですが、申請してまだ届いていないのを含めると20%も超えている状況です。

2つ目の通知カードがなくなった場合ということなんですが、今、ID番号とか、住民票をとられると、請求すればマイナンバーも載ってきますので、それによってカードの発行ですとか、必要な手続には不都合がございませんので、通知カード自体はもう必要ないということです。

以上です。ご理解ください。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 40 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 40 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13 議案第 40 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 40 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 59 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長(原島 幸次君) 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 14 議案第 41 号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。加藤住民課長。

[住民課長 加藤 芳幸君 登壇]

○住民課長(加藤 芳幸君) それでは、議案第 41 号 奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案のご説明をいたします。

理由でございますが、令和 2 年 3 月 10 日付、厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」に基づき、国民健康保険被保険者に対し、新型コロナウイルスに感染、もしくは感染の疑いにより働くことができなくなった方に対し、給与にかわり傷病手当金を支給するため、規定を整備する必要があることから議会の議決を求めるものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。12 ページの新旧対照表をごらんください。

附則に次の 6 項を加えるもので、まず初めに、第 6 項として、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金、これは、給与等の支払いを受けている被保険

者が新型コロナウイルス感染症に感染、もしくは発熱等の症状があり、当該感染症の疑いにより業務に服することができないときには傷病手当金を支給するものでございます。

次に、第7項ですが、第7項は、傷病手当金の支給額の算定について規定するもので、傷病手当金の額は、支給対象日の前月から継続した過去3カ月間の給与等の収入により算出した日給の3分の2に相当する金額とするものです。

第8項は、傷病手当金の支給期間についてですが、傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えないものとするものです。

第9項から第11項は、傷病手当金と給与等の調整について定め、第9項では、対象者において給与等の支給を受けられる者に対しては傷病手当金を支給しない。ただし、給与等の額が算定される額より少ない場合には、その差額を支給するというものです。

第10項では、前項で規定する者が支給される予定であった給料等について全額、または一部を受け取ることができなかった場合、傷病手当金の額より少ないときは、その額と傷病手当金との差額を支給するものです。

第11項では、前項の規定により、町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収するというものです。

次に、附則として、この条例は、公布の日から施行し、改正後の奥多摩町国民健康保険条例附則第6項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から奥多摩町国民健康保険給付規定で定める日、令和2年9月30日までの間に属する場合に適用することとするというものでございます。

以上で、議案第41号、奥多摩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第41号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第41号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第41号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第14 議案第41号について原案に賛成の議員は起立願います。



(賛成者起立)

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 41 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15 議案第 42 号 奥多摩町の社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。菊池福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） 議案第 42 号 奥多摩町の社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、社会福祉法人に対する助成金の交付の対象を拡充するため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。タブレットでは 16 ページになります。新旧対照表をごらんください。

保育所運営事業に関しまして、町外の保育所を利用した場合に町外の社会福祉法人に対しても助成することから、題名及び規定について整備するもので、初めに、条例の題名につきまして、「奥多摩町」の後の「の」の 1 字を削除し、「奥多摩町社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例」とし、第 1 条の部分「奥多摩町の区域内の」を削除し、第 2 条の部分の「奥多摩町長（以下「町長」という。）」を他の条例と同様に表記を「町長」と統一することで整理するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 42 号、奥多摩町の社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 42 号の質疑を行います。質疑はありますか。3 番、相田恵美子議員。

○3 番（相田恵美子君） 3 番、相田です。

この社会福祉法人に対する助成金の交付というのは、すべての社会福祉法人に対してなんでしょうか。先ほどのご説明だと保育所運営事業に関してというふうに特化されていたので。お願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3番、相田恵美子議員のご質問にお答えします。

こちらは条例の第3条におきまして施行規則のほうに委任しまして、そちらの規則のほうでうたっているんですけど、保育事業所、または高齢者福祉施設の社会福祉法人、こちらにも助成するような形となっております。細かい内容につきましては施行規則のほうで定めてあるんですが、町外の社会福祉法人に助成するというところで本条例のほうを整理させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） ありがとうございます。すべての社会福祉法人に当てはまるというふうに理解してもよろしいですね。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） はい。おっしゃるとおり管外のすべての社会福祉法人に該当するということなんですが、施行規則のほうでは、老人福祉施設、それから社会福祉協議会、児童福祉施設の社会福祉法人ということで定められております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

今、管外の社会福祉法人ということですが、奥多摩の町民が使っている、利用している社会福祉法人ということでよろしいですか。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 6番、大澤由香里議員の質問にお答えいたします。

奥多摩の町民が使っている社会福祉法人ということになります。保育所につきましては、管外では今1カ所、1名ということになっております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。1番、伊藤英人議員。

○1番（伊藤 英人君） 1番、伊藤です。

はい、わかりました。これまでの質問を重ねて考えるんですけど、対象を拡充するということでしたけども、町外の対象が増えたことで、どういったメリットがあるのかをもう少しちょっと具体的にご説明いただければと思います。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 1番、伊藤英人議員の質問にお答えします。

町外の施設の補助ということなんですけれど、奥多摩町から実際に保育所で例に例えますと、通勤等で使われている方が町外の保育所にも子どもを預けているという状況です。そちらに対しまして、こちらも規則のほうでうたわれているんですが、保育所の給食や教材に要する経費というの補助するということができますし、また逆に、町外の市町村から奥多摩の保育園にも入っている方がいます。こちらに関しましては市町村を通じないで、市町村と保育園のほうで対応している部分もあるんですが、お互いに相互のメリットが生まれるということで、このような改正をしております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 42 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 42 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 15 議案第 42 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 42 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16 議案第 43 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。菊池福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） タブレットの 17 ページになります。議案第 43 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 21 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。タブレット 19 ペー

ジになります。

放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業でございますが、第 10 条第 3 項におきまして、下線の部分でございます「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を追加するもので、この事業に携わる放課後児童支援員の資格要件に「いわゆる政令で指定する人口 20 万人以上の市の長が行う研修を修了した者」と追加されたことにより規定を整備するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 43 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 43 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 43 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 43 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 16 議案第 43 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 43 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17 議案第 44 号 奥多摩町障害者地域活動支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。菊池福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） タブレットで 20 ページとなります。議案第 44 号 奥多摩町障害者地域活動支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、奥多摩町障害者地域活動支援センターの移転に伴い、規定

を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。タブレット 22 ページの新旧対照表になります。

第 2 条におきまして下線の部分を変更するもので、棚沢地内に建設し、完成いたしました障害者地域活動支援センターにつきまして、その位置、地番を「奥多摩町棚澤 378 番地 4」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用するものです。

以上で、議案第 44 号 奥多摩町障害者地域活動支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 44 号の質疑を行います。質疑はありませんか。7 番、澤本幹男議員。

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。

すばらしい施設ができたと聞いております。開所式もなくなって、また、中の内覧会もないということで、また落ちついたら考えてはいるのか、ちょっとお聞きしたいと思いません。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 7 番、澤本幹男議員のご質問にお答えいたします。

質問のとおり、コロナウイルスの関係で開所式等中止しております。こちらにつきましては、現在委託しております NPO 法人さんとまた今後、お話、内覧会及び開所式等できるかどうか相談していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 44 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 44 号について討論を省略し、採決したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 17 議案第 44 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 44 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 18 議案第 45 号 奥多摩町固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。天野総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレット 23 ページをお願いいたします。議案第 45 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございしますが、新旧対照表でご説明させていただきます。タブレット 25 ページ最終ページをお願いいたします。奥多摩町固定資産評価審査委員会条例の新旧対照表でございます。

下線の部分が改正となり、第 6 条第 2 項中、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項」の規定に改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 45 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 45 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 45 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 45 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 18 議案第 45 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 45 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 19 議案第 46 号 防災行政無線戸別受信機設置委託契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。山宮企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) それでは、議案第 46 号 防災行政無線戸別受信機設置委託契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 5,000 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)第 2 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、防災行政無線戸別受信機設置委託でございます。

2、契約の方法は、特命随意契約でございます。

3、契約の金額は、6,072 万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都三鷹市牟礼 6 丁目 21 番 11 号、日本無線株式会社、関東支社、支社長、鈴木工氏でございます。

見積調書につきましては、議案の次に添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

本委託契約は、入札ではなく、一社特命による随意契約でございますが、これは、現在、町で平成 28 年度から防災行政無線のデジタル化に伴う諸整備を実施しており、平成 30 年度に整備しました防災行政無線デジタル化更新工事及び令和元年度に実施しました防災行政無線戸別受信機設置委託につきましても、今回の契約相手方と同じ、日本無線株式会社関東支社が実施し、放送設備も同社製のものであり、引き続き、同社の戸別受信機の導入により、防災行政無線システムの機能を有効に活用すること、また、受信環境の信頼性を確保するため、地方自治法第 234 条第 2 項並びに同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の

規定に基づき、4月23日に開催されました奥多摩町指名業者選定委員会で審議され、特命による随意契約が決定されたものです。

本委託契約につきましては、現在、仮契約を結んでおります。本日、議決をいただきますと、6月12日が本契約となります。

委託概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 天野総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 議案第46号 防災行政無線戸別受信機設置委託契約の概要につきましてご説明を申し上げます。

初めに、防災行政無線のデジタル化についてでございますが、電波法令の改正により、2022年、令和4年11月末でアナログが終了するため、デジタル化に更新するものでございます。

説明を行う前に、昨年度、令和元年度に実施いたしました整備箇所は、川井、大丹波、梅沢、丹三郎、小丹波、棚沢、白丸、海沢地区の8地区のエリアに戸別受信機1,256台とアンテナ109基を設置いたしました。

本委託では戸別受信機を調達し、町内各戸への据えつけ、調整試験等の業務を行うものでございます。

それでは、委託概要についてご説明をさせていただきます。見積調書の次のページでございます。仕様書の下にページ番号が振ってございますが、そちらのページで進めさせていただきます。この仕様書に基づいて説明させていただきます。

第1章総則ですが、第1節通則事項の3、本委託で設置する目的を記載しておりますが、委託により設置される設備につきましては、町において災害時の通信連絡を確保し、災害情報伝達を迅速かつ的確に行い、地域における防災、応急救援、災害復旧に関する業務を遂行し、地域、住民の生命、財産の安全を確保するとともに、平常時には町における広報活動、防災行政連絡等に使用し、民生の安定、行政のさらなる向上を図ることを目的として設置するものでございます。

下部の8では業務期間を示し、令和3年2月26日までとするものでございます。

次の2ページ、3ページは、委託を実施するに当たり遵守すべき一般事項と共通事項でございますので、説明は省略させていただきます。

4ページをごらんください。第2章機器の仕様でございます。第1節設計概要の1、同報無線の概要ですが、町役場親局から庁内に分散配置した屋外拡声子局及び戸別受信機に



より、屋内外の住民に対して情報を伝達するもので、(1)に記載のとおり、親局、中継局、再送信子局から各回線方式によるものとして、機器はデジタル波無線による平成 30 年度で整備いたしました既設同報無線設備を継続使用するものでございます。

(2) 設備では、町内の公共施設及び一般家庭に戸別受信機を設置し、附属のロッドアンテナでの受信が困難な場合、ダイポール型空中線アンテナですけれども、そちらを使用するものでございます。

第 2 節設備機能の概要です。1、戸別受信局設備戸別受信機(標準型)の概要ですが、本装置は、同報無線の屋内子局設備として使用されるデジタル無線方式で受信するもので、(1)の装置機能に記載のとおり、ア、スピーカーの音量調整が可能なもの、イ、ロッドアンテナでは、受信が困難な弱電界地域への対策として、外部アンテナ用の接続端子を有するもの、ウ、親局、または遠隔制御局からの指定の通報を 120 件・60 分の範囲で録音できるもの、エ、停電時等を含めて乾電池の使用を示すものでございます。

(2) 電氣的性能では、4 ページの下段から 5 ページにかけてごらんください。ア、一般性能、イ、受信部の性能、ウ、電源部等の性能を記載しており、下段の 2、空中線はアンテナの使用を示すものでございます。

次に、6 ページをごらんください。第 3 節機器構成品目では、本委託で設置する地区として、1、戸別受信機では、設置数量 1,050 台を調達するものでございます。対象地区は、長畑地区の 92 台から留浦地区の 13 台までの 13 地区を設置するものと、その他予備として 140 台を調達するものでございます。

2 として、空中線アンテナ 280 基は、弱電界地域に対応するもので、大氷川地区の 17 基から留浦地区の 10 基まで 10 地区に設置するものと、その他予備として 56 基を調達するものでございます。

昨年度の実績と今年度の実施の 2 カ年で戸別受信機の設置を終了するものでございます。

最後に、7 ページをごらんください。戸別受信機の参考写真でございます。既存の受信機と外観はほぼ変わりはありません。

なお、事業者による訪問設置、改修となりますので、配布方法等につきましては、広報奥多摩、防災行政無線などを通じて周知し、委託業者を示す身分証明書を携帯するなど、不審な行為に間違わないよう努めてまいります。

以上で、議案第 46 号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(原島 幸次君) 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 46 号の質疑を行います。質疑はありませんか。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

昨年度 8 地区の交換が終わって、今年度残りの地区を交換されるということですが、今現在、アナログ式のものを使っている家庭で、ほとんど音が聞こえないという方がいらっしゃいます。そういう方は、申告したら少し早目に交換をしてもらえるかどうか。お願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

今年度につきましても、この議会で可決をいただきまして、各 13 地区の皆様にご周知をさせていただいてからの発注になりますので、どこがアナログが聞きが悪いからということで、そこを対象にということではなくて、順次進めてまいりたいと今計画を組んでおりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、アナログにつきましては、この電波が聞こえない部分、少し悪い部分につきましては、アナログ部品を確保して入れ替え等も行っているんですけども、やはりクリアな状態にはならないということで、大変恐縮なんですけれども、デジタル化になればクリアになりますので、もう少しお待ちいただきたいと思っております。その辺は設置するときには十分説明しながら進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑ありませんか。9 番、石田芳英議員。

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございます。

戸別受信機の設置の対象についてお伺いしたいんですけども、例えば町内に自宅を有している方でも別のところに会社の事業所とか、店舗とか持たれている方もいらっしゃると思うんですけども、そういう場合の設置台数というか、対象について、店舗とかも対象になるのかということと、あるいは町外の方の町内で会社の事業所を持っている方もいらっしゃるんですけど、そういう方は対象になるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 9 番、石田議員のご質問にお答えいたします。

戸別受信機につきましては、管理に関する条例がございます。その中で、貸与する受信機につきましては、原則 1 世帯に 1 台という規定がございます。また、事業者につきましては、現在事業者は使っておりますので、その事業者につきましては、改めて町のほうにご連絡いただきたいという広報でも示してございますので、ご理解をいただきたいと存じ

ます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 46 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 46 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 19 議案第 46 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 46 号については議案のとおり可決されました。

次に、日程第 20 議案第 47 号 ポンプ自動車購入契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。山宮企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 47 号 ポンプ自動車購入契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 700 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 3 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、ポンプ自動車購入でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額は、2,090 万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都八王子市中野上町 2 丁目 31 番 1 号、日本機械工業株式会社、本社営業部、部長、鈴木薫氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次のページに添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

本請負契約につきましては、去る 5 月 27 日に入札を執行いたしまして、現在、仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、6 月 12 日が本契約となります。

事業概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご

決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 天野総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 47 号、ポンプ自動車購入契約の概要につきましてご説明を申し上げます。入札調書の次のページ、仕様書をごらんください。仕様書の下部分のページで説明をさせていただきます。

第 1 総則ですが、1 として、この仕様書は、町が購入する消防ポンプ自動車のシャーシ、艀装などについて定めることとしております。

2 では、車両は、消防用シャーシにポンプ装置、消防器具等を積載し、機動性、耐久性を高めた走行安定性のよい緊急車両で、運転操作、点検整備が安易な構造であること。

4 では、車両は、仕様書に定める項目に適合し、道路運送車両法に適合した承認を得られるものでなければならないことを規定しております。

次に、第 4、納入期限は令和 3 年 3 月 15 日とし、第 5 は、使用シャーシを、第 6、車両の諸元ですが、1、種類は、総務省消防庁標準規格消防ポンプ自動車用シャーシとして消防検定協会規格適合品の車両とするものでございます。

2 ページをごらんください。完成車両の寸法ですが、6、全長が 5 メートル 65 センチ以下。

7、幅が 1 メートル 92 センチ以下。

8、高さは、2 メートル 57 センチ以下。

9、車両総重量は、5 トン未満。

10、乗車定員は、6 人となります。

3 ページをごらんください。第 10 の動力伝導装置、第 11 の艀装についてから、5 枚おめくりいただいて 8 ページの第 23 その他までは性能仕様等でございますので、説明は省略をさせていただきます。

また、9 ページ、10 ページ上下段ですけれども、参考といたしまして、車両の艀装図、購入予定と同型である消防ポンプ自動車の正面及び側面図の写真を添付してございます。

総括資料につきましては以上でございますが、この消防ポンプ自動車の配属先は、第 5 分団を予定してございます。

なお、同分団の現有ポンプ自動車にありましては、平成 14 年 12 月配属車両となっております。消防ポンプ自動車のポンプの耐用年数は、おおむね 17 年が基準となっていることから、ここで更新をするものでございます。

また、ポンプ自動車の更新につきましては、今後、この車両と同様に、概ね 18 年を経

過する車両から順次更新を進める予定でございます。

以上で、議案第 47 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 47 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 47 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 47 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 20 議案第 47 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 47 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 05 分から再開いたします。

午後 1 時 48 分休憩

午後 2 時 05 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 21 議案第 48 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。天野総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 48 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の

規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

住所でございます。奥多摩町留浦 617 番地。氏名、島崎軍治。生年月日、昭和 20 年 3 月 9 日生まれでございます。

続きまして、住所、奥多摩町境 327 番地。氏名、岡部益雄。生年月日、昭和 23 年 9 月 24 日生まれでございます。

理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員、島崎軍治氏、岡部益雄氏は、令和 2 年 6 月 21 日をもって任期が満了となりますので、その後任といたしまして同島崎軍治氏、岡部益雄氏を固定資産評価審査委員会委員として選任しようとするものでございます。

島崎軍治氏、岡部益雄氏の学歴、職歴、公職歴等につきましては、略歴書のとおりでございますが、島崎軍治氏は、2 ページ、3 ページになりますけれども、平成 20 年 6 月 22 日から、岡部益雄氏は 4 ページになります、平成 23 年 6 月 22 日から固定資産評価審査委員会委員を務められており、委員としての経験も豊富で適任でございますので、引き続き選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、島崎軍治氏、岡部益雄氏からは、過日、ご内諾をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして提案のご説明といたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 48 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 48 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 48 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決をします。

なお、採決は、無記名投票により行います。議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（原島 幸次君） 初めに、議案第 48 号中、島崎軍治君について投票を行います。ただいまの出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に、

5番、木村圭議員、6番、大澤由香里議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

○議長（原島 幸次君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原島 幸次君） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

日程第21 議案第48号中、島崎軍治君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1番、伊藤英人議員から順次投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（原島 幸次君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。5番、木村圭議員、6番、大澤由香里議員に立ち会いをお願いいたします。

（事務局開票作業）

○議長（原島 幸次君） それでは、投票結果を報告します。投票総数 11 票。有効投票 11 票、無効投票なし。有効投票中、賛成票 11 票。以上のおり賛成多数であります。よって、島崎軍治君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについては、これを同意することに決定いたしました。

次に、議案第48号中、岡部益雄君についての投票を行います。

ただいまの出席議員は11名であります。

次に、開票立会人の指名をします。会議則第30条第2項の規定により、開票立会人に、7番、澤本幹男議員、8番、小峰陽一議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

○議長（原島 幸次君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（原島 幸次君） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

日程第 21 議案第 48 号中、岡部益雄君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1 番、伊藤英人議員から順次投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（原島 幸次君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。7 番、澤本幹男議員、8 番、小峰陽一議員に立ち会いをお願いいたします。

（事務局開票作業）

○議長（原島 幸次君） それでは、投票の結果を報告します。投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票中、賛成票 11 票。以上のおり賛成が多数であります。よって、岡部益雄君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについては、これを同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（原島 幸次君） 次に、日程第 22 議案第 51 号 副町長の選任の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。天野総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 51 号 副町長の選任の同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 65 号）第 162 条の規定によりまして議会のご同意を求めます。

住所でございますが、奥多摩町氷川 1,834 番地。氏名、井上永一。生年月日、昭和 33 年 8 月 6 日生まれでございます。

理由でございますが、副町長でございます加藤一美氏が令和 2 年 6 月 30 日をもって任期が満了となりますので、その後任として井上永一氏を副町長として選任いたしたく、ご同意を求めます。



加藤一美氏は、平成 24 年 7 月 1 日から副町長として行政の発展に努められておりますが、この 6 月 30 日をもって任期満了により退任となります。その後任としてご提案申し上げました井上永一氏の学歴、経歴、公職歴につきましては、2 ページの略歴書のとおりでございますが、昭和 56 年 4 月 1 日に奥多摩町役場に奉職以来、教育課長、総務課長を歴任し、平成 31 年 3 月 31 日をもって定年退職となり、平成 31 年 4 月 1 日から一般社団法人奥多摩観光協会事務局長として務められ、現在に至っております。

公職歴では、平成 9 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日まで、奥多摩町消防団第 4 分団長、平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで、奥多摩町消防団副団長の要職を歴任しております。

最後の 3 ページをごらんください。賞罰でございます。平成 9 年 10 月 31 日、東京都知事より東京都消防褒賞を受賞し、以来、平成 24 年 2 月 15 日、全国町村会長より勤続 30 年の表彰を受賞するなど、多くの表彰を受賞しており、広い視野と高い見識を持ち、副町長として専任いたしたく議会のご同意をお願いするものでございます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案のご説明といたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 51 号の質疑を行います。質疑はありますか。8 番、小峰陽一議員。

○8 番（小峰 陽一君） 8 番、小峰です。

特別職の人事の案件について意見を述べさせていただきます。

今回の議会は、町長選挙が終了し、今後の町政運営の方向を左右する大事な特別職を選任する議案が提案されました。よって、最初に、住民皆さんからの意見、議員皆さんからの多くの意見が寄せられておりますので、次の疑問点について率直にお伺いしますので、欺瞞や疑念のない明快なご答弁をお願いしたいと思います。

まず第 1 点、選挙前、選挙中を通じ、前理事者である人物が候補者本人に同行して元の役職の名刺を配り、有権者に応援を依頼していたという情報が多く寄せられております。住民皆様からそのような情報がありました。これは事実なんでしょうか。

第 2 点。前理事者は、任期満了により退任した人物ですが、再任されなかった理由は、全住民が年に一度行う防災訓練や大雪の災害時に町災害対策本部副本部長という立場にありながら、家族でハワイ旅行に行っていたこと、また、町が大雪で、住民皆さんが大変苦勞しているときに、またも北海道に家族旅行にスキーに出かけていたこと。このようなこ

とを十分承知しながら、以前から選挙に公然と利用したのではないかという疑問が持たれています。当選後にその見返りとして理事者に復帰させる約束をしていたのではないかという臆測が多く、住民皆様より意見が寄せられ、心配の声が上がりました。町長の当選後の行動は、これらの行為を覆い隠し、約束を実行するための行動になっていたのではないのでしょうか。

第3点目として、町の職員は優秀であり、職員の意見を聞きながら、もっと明るい職場にしていくとともに、公明正大な透明な政治を行っていくと発言されています。今までの町政批判を封印して、町政運営は第5期奥多摩町長期総合計画を基本として、前町長の行政運営を踏襲するとマスコミに発表しております。そうであるならば、現行政を担ってきた副町長、教育長を続投させることが町長にとっても、町にとっても安定した町政運営ができるのではないかと考えなかったのでしょうか。そう発言したにもかかわらず、就任早々、任期が満了していない副町長、教育長に対し、みずから辞表を提出するよう強要を行ったことは事実でしょうか。

第4点として、従来から町長がかわっても任期が満了しない理事者は任期満了をもって退任しております。選挙中は批判してきた強権政治を、当選後はみずからの目的のために行使し、強引に退任を要求した事実は、選挙のときに約束したことを実行するための行動ではなかったのでしょうか。副町長、教育長に辞職を拒否され、今回の提案になったのでしょうか。

第5点目として、住民皆様から発言と実行に矛盾が多々あるという意見が多く聞かれます。副町長の人事案件の変更を余儀なくされ、現議案として提案されたのではないのでしょうか。私たち党派、清新会では、今までの経過を踏まえて、提案した候補者本人の適任の可否について、あらゆる角度から慎重に調査・検討を行いました。過去から現在までの行状について、職員間での信頼、職員のモチベーションが上がり、信頼される理事者としての適任であるかどうか検討の結果、疑わしき行状があることから、理事者として認めがたいとの結論に至りました。

町長は、今までの一連の事項を真摯に受けとめ、多くの住民の皆様の欺瞞や疑念を払拭し、犠牲を出さないためにも勇気を持って本議案を取り下げるように提案いたします。そうすることができないのであれば反対を表明します。

町長は、住民皆様、議会、反対した有権者の意見にも耳を傾けると発言しています。発言には実行を伴う行動力が求められます。喫緊の課題として、新型コロナ対策、台風19号による復旧工事、特に日原街道の全面交通復旧等、多くの課題が山積みです。今後の町

政運営は、欺瞞のない自身の発言と行動が重要であると考えます。責任と覚悟を持った町政運営に期待します。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 8番、小峰陽一議員からのご指摘の点にお答え申し上げます。すべてちょっとメモがとりづらかったものですから、欠けていましたらご指摘をください。

まず、加藤副町長、河村町長が16年やったうちの8年ご尽力をいただいて、今の財政健全化、それからインフラの整備、ともに本当にご尽力いただいたことにはとても感謝をしています。そういう経緯も踏まえて、今回の任期が切れるに当たってお話をさせていただきました。新しい奥多摩の時代に、後任に道をいかがでしょうかというふうな問いかけをさせていただきました。そして、これ以上詳しい話は、副町長と私の間だったものですから、お話しづらい点もありますが、ご同意を得たものと思っています。

それから、先ほど強要したのではないかというふうなお話ありましたけれども、やはり河村町長がご退任されるということでいかがでしょうかという問いかけはさせていただきました。でも、決して強要ではありません。そこだけのご理解をいただきたい。

そして、続投を宣言していただいた教育長には、そのままぜひこれからの町政ご協力をいただきたいということでお願いをしております。

そして、今回ご提案した井上永一さん、履歴のとおり、長い間、町政に携わっておりまして、経験も豊かであります。加藤副町長の実績を踏まえて、後任としてお務めいただくには私は最適の方かなというふうに思っておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

それから、前教育長ですね、最初の話ね。もちろん選挙に協力はいただきました。先ほどご発言のあった内容については、私は詳しくは存じ上げておりませんので、そのあたりが問題になるといえば、それは前のお務めのときのお話であろうかと思っておりますけれども、今回いろんな政策提言などもちょっといろいろ話したりした経緯がございましたので、そういう形でご協力いただいたのは事実でございます。

それから、公約その他のことと今の絡みでございますけれども、当然のことながら、先ほど申し上げた財政の健全化にしても平成19年から相当数字がよくなっているんですね。そういうことも私も議員経験してましたから、よく存じ上げておりますし、そういうふうなことを継続するには何もというふうな、現体制で行ったらどうかというふうなお話もちょうだいしました。しかしながら、やはり時の流れですとか、それから、これから今こ

ういうふうなコロナ禍にしても、台風 19 号の災害にしても、予想だにできなかったことが起きておりますので、どんな形で町政を運営するにしても、これがいわゆる喫緊の課題であることは間違いありません。

そして、今まで培ってきた河村町長のお仕事、これを継ぐには大変なことだと、物すごいことだということも現実に認識はしておりますし、相当の覚悟で臨まなければ、これは奥多摩町だけじゃないですね。全国の町村、大変な事態に今向かっていると思います。奥多摩はそれに台風 19 号が加わっていますからなおさらのことでございます。このあたりを皆様とともに、町民皆様、議員皆様とともに必死でやっぱり考えて向かうことしか今私の頭の中にはありません。もちろんいろんなマイナス要素ですとか、私の選挙前、選挙後の行動、若干矛盾なところもあるでしょう。一つ一つそれこそ皆さんの意見を聞いて、前向きに直していくべきところは直す。意識をそこに傾注することをしていく、そういうことをこれからも進めてまいりたい。そのために二元代表制である皆様と一緒に仕事を進めていく、その覚悟に変わりはありません。

ちょっと全部が全部お答えできているかどうかわかりませんが、そのくらいの覚悟で臨むということであります。ぜひとも皆様方の協力なくして町の繁栄はありません。よろしくどうぞお願いいたします。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 7 番、澤本幹男議員。

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。

ただいま町長、教育長、副町長に対して強要していないというお話いただきました。本来、新型コロナの対策や 19 号に対して、普通に考えれば、加藤副町長には残っていただくように説得すべき、こういう状況であれば、そのままスムーズに現状を踏まえればと思うんですけど、何で引きとめることをしなかったのか。本当の辞意を強要したかわかりませんが、言った、言わないなのか知りませんが、本当にコロナとか、台風被害を考えれば、現状維持をやってもらったほうが、本当に先ほど小峰議員もおっしゃいましたが、町長にとっても、町にとってもそのほうがベストだったのではないかと、そういう考えは最初からなかったんですか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） もちろん人事については当然、当選した後、考えました。当選する前はとてもそんな考える余裕はありませんでしたので。いろんな方々の候補者は頭に浮かびました。そして、当然のことながら、現職の副町長さん、今までの実績を考えれば、

今、澤本議員おっしゃったようなことも十分あります。

ただ、先ほども申し上げましたように、やはりこの時代に、この困難に立ち向かう前任者の経験の大切さと、新しい方の発想で、これを乗り越えるということも1つの選択肢に私の中でなってきました。その選択肢が今回の提案であるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

副町長人事というのはとても大切なことだと思います。今、ちょっと小峰議員がお話されたことについてなんですけども、今、お名前が候補に上がっている井上さんについては、人となりといいますか、役職を担うべき、そういう人格の持ち主なのかと、ちょっとアバウトだったので、ご説明がわからなかったんですけど、そういう例えば過去のごことはさておき、この方がふさわしい方なのかどうなのかということだけに特化してお聞きしたいんですけど、よろしいでしょうか。すみません。

○議長（原島 幸次君） 天野総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 3番、相田議員の質問にお答えいたします。

略歴書の中身を細かく説明させていただきます。学歴につきましては、この表示のとおり最終学歴といたしまして駒澤大学の経済学部経済学科を卒業しているということと、経歴につきましては、先ほども奥多摩町役場に採用以降、退職までのお話をさせていただいた部分でございます。その中では、教育課長、総務課長を歴任しているということでございます。公職歴の部分につきましては、消防団関係に長く、また要職についているというところがございます。賞罰につきましても消防関係、また、役場に奉職時の部分で勤続表彰等をいただいているというところで、この部分で、私、最後の部分で、広い視野と高い見識を持ちということでお話をさせていただきました。この見識の部分ですけれども、物事を深く見通して本質をとらえる、また、すぐれた判断力ということがこの見識は言われますので、その部分でご理解を賜ればと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑ございますか。8番、小峰議員。

○8番（小峰 陽一君） 小峰です。

今回提案された井上さん、私も長い間つき合っていますけど、非常に能力もありますし、立派な方だと思うんですけど、我々が調べたことでは、業務以外でちょっとやっぱり問題があるのかなということなんですけど、それは認識されていませんか。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 今の件について私は全くどういうことなのかもわかりませんし、認識はしていないというのが現実であります。

○議長（原島 幸次君） 8番、小峰議員。

○8番（小峰 陽一君） 井上さんの名誉のためにも、ここでこの話は切らせてもらいます。

○議長（原島 幸次君） 今のここでいいということですね。

ほかにはありませんか。11番、高橋議員。

○11番（高橋 邦男君） 高橋です。

先ほど候補に上がりました井上さんなんですけども、昨年3月まで総務課長をやられて、我々もおつき合いがあるんですけど、仕事の上では非常に信頼できる方だと思います。また、人間的にも非常に信用できるし、多分、職員の方も結構信頼している方じゃないかなと思います。そういう意味では、加藤一美現副町長の後を十分引き継いでやっていただけるのかなというふうに思っています。

また、副町長の選任については、町長の権限ですから、町長が今後、もちろんコロナとか、台風被害の災害復旧のこともありますけども、1年、2年の中じゃなくて4年間の中ですから、やはり町長が片腕としてやりたい方を多分候補として議会に上げたんだと思いますので、私は、すぐに投票に移ってほしいなと思っています。

以上です。

○議長（原島 幸次君） ほかにご質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第51号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第51号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決をします。

なお、採決は、無記名投票にて行います。議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（原島 幸次君） ただいまの出席議員は11名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に、9番、石田芳英議員、10番、宮野亨議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(原島 幸次君) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

日程第 22 議案第 51 号 井上永一君を奥多摩町副町長に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1 番、伊藤英人議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(原島 幸次君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。9 番、石田芳英議員、10 番、宮野亨議員に立ち会いをお願いいたします。

(事務局開票作業)

○議長(原島 幸次君) それでは、投票の結果をご報告します。投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票中、賛成 5 票、反対 6 票。よって、井上永一君を奥多摩町副町長に選任することについては同意されませんでした。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(原島 幸次君) 次に、日程第 23 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。菊池福祉保健課長。

[福祉保健課長 菊池 良君 登壇]

○福祉保健課長(菊池 良君) 人権擁護委員候補者の推薦について提案のご説明をさせていただきます。

人権擁護委員、原島貞夫氏は、令和 2 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、後任の候補者に下記の者を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会にご意見をお伺いするものです。

氏名は、原島貞夫。生年月日は昭和 23 年 10 月 11 日、71 歳で、住所は、奥多摩町丹三郎 180 番地でございます。

原島貞夫氏の学歴、経歴として職歴、公職歴等につきましては、お手元の履歴書のとおりでございます。

原島氏は、平成 27 年 1 月 1 日から人権擁護委員を務められており、本委員として適任者でありますので、引き続き推薦いたしたく、ご意見を求めるものでございます。

なお、任期は 3 年で、町には原島氏含め現在 2 名の委員が法務大臣から委嘱されております。

以上で、提案のご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の人権擁護委員候補者の推薦について質疑及び意見を求めます。質疑、意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑及び意見なしと認めます。

次に、ただいま上程の人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

日程第 23 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の候補者、原島貞夫君を適任とすることに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数と認めます。よって、原案の候補者、原島貞夫君を適任とすることを決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、6 月 16 日となっておりますので、明日 6 月 12 日から 15 日までは休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、明日 6 月 12 日から 15 日まで休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議 2 日目は、6 月 16 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 55 分散会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員